筑後市LINE公式アカウント運用方針

（LINEについて）

第1条　LINEとは、LINE社が運営するソーシャルネットワーキングサービス（SNS）で、低年齢層から高年齢層まで幅広く利用されているのが特徴である。

（目的）

第2条　SNSとして広く普及しているLINEを広報媒体として利用し、市政情報を広く伝えるため、その運用に関する具体的な手順やルールをこの運用方針で定める。

（適用範囲）

第3条　この運用方針は、筑後市LINE公式アカウント（以下、「本アカウント」）を運用する全ての者に適用する。

（管理）

第4条　LINEは原則として本市公式のものをひとつ設置し、その管理は総務広報課が行う。どうしても本アカウントでの情報発信に不都合がある場合は、例外的に別アカウントを立ち上げるものとする。

2　本アカウントは、総務広報課に管理権限を、各部署に配信権限を設定する。ただし、総務広報課長が必要と認めた場合は、災害等緊急時の対応に備え、他部署にも管理権限を設定する。

（配信）

第5条　配信者は、市職員とする。

2　配信内容は、原則として当市のPR情報、業務に関する情報、時節に関する情報又は緊急・防災情報とその関連情報とする。

3　チャットボットに設定したもの以外は、原則コメントに対する返信は行わないものとする。

4　配信内容に関しては、配信した職員の所属部署がその責を負うものとする。

（遵守事項）

第6条　この運用方針のほか、筑後市ソーシャルメディア等の利用に関するガイドライン、関連法令、関連条例を遵守すること。

（停止または削除）

第7条　本ページの運用が困難と判断される場合には、当市公式ホームページに明記したうえで速やかに本ページを停止、又はアカウントを削除するものとする。

（その他）

第 8 条　この運用方針に定めがない事項については、総務広報課が適切な判断を行うものとする。

令和 4 年 4 月 1 日 策定
令和 8 年 11 月 2 日　改正